

(公印省略)

情報審第1828号
令和6年5月24日

山中 理司 様

情報公開・個人情報保護審査会

答申書の写しの送付について

下記の事件については、令和6年5月24日に答申をしたので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第16条の規定に基づき、答申書の写しを送付します。

記

諮詢番号：令和5年（行情） 諒問第873号

事 件 名：特定期間に作成された幹部検察官及び最高検察庁検事の生年月
日一覧表等の不開示決定（不存在）に関する件

(公印省略)

情個審第1827号
令和6年5月24日

法務大臣殿

情報公開・個人情報保護審査会

答申書の交付について

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第19条第1項の規定に基づく下記の質問について、別添のとおり、答申書を交付します（令和6年度（行情）答申第81号）。

記

質問番号：令和5年（行情）質問第873号

事 件 名：特定期間に作成された幹部検察官及び最高検察庁検事の生年月
日一覧表等の不開示決定（不存在）に関する件

諮詢庁：法務大臣

諮詢日：令和5年10月5日（令和5年（行情）諮詢第873号）

答申日：令和6年5月24日（令和6年度（行情）答申第81号）

事件名：特定期間に作成された幹部検察官及び最高検察庁検事の生年月日一覧表等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書1」ないし「本件対象文書3」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年8月21日付け法務省人検第189号により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）を取り消すとの決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書並びに意見書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）審査請求書

ア 法務・検察幹部の生年月日が書いてある「法務・検察幹部名簿」（以下「文書1」という。）の作成を取りやめた以上、その代替となる文書が存在するはずである。

イ 長年作成してきた文書1の作成を取りやめた以上、その理由が書いてある文書が存在するはずである。

ウ 長年作成してきた「検事期別名簿」（以下、令和5年3月以前に作成されたものを「文書2」という。）の形式を変更した以上、その理由が書いてある文書が存在するはずである。

（2）意見書

ア 特定年月日付の〇〇新聞オンラインの「〇〇」と題する記事（資料1）に以下の記載がある（記事の内容の引用部分は省略。）。

イ 以上のような公証人人事の状況からすれば、公証人ポストのあせん対象となる60歳前後の検事正クラスの幹部を網羅的に把握するために不可欠と思われる「人事の決裁者が法務大臣となっている幹部検察官、及び最高検察庁の検事の生年月日の一覧表（令和5年4月1日

以降に作成したもの)」が存在するはずであるし、文書1及び文書2を廃止しても問題はないかどうかの検討をした際の文書も存在するといえる。

第3 資問庁の説明の要旨

1 本件審査請求に係る行政処分

本件審査請求に係る行政処分は、本件対象文書の開示請求に対し、該当する行政文書を保有していないため、不開示とする決定（原処分）を行ったものである。

2 原処分の妥当性

(1) 文書1及び検事期別名簿について

文書1及び検事期別名簿は、当初、人事担当者が人事異動を策定することを目的として作成していたものであるが、当該文書は毎年4月に作成し、その後は職員に異動がある都度常に作成していたものではない上、記載内容も人事記録に記載されている内容を便宜的に一覧の形に羅列しているだけで、現状では、人事異動を策定する際は、主に人事記録により職員の配置状況を確認した上でこれを行っており、当該文書は、その参考に資するものという位置付けにとどまるものである。

(2) 文書1及び検事期別名簿の取扱変更について

このような中、文書1については、職員に異動がある都度作成されている幹部名簿（生年月日の記載がないもの）が別に存在しており（以下「別の幹部名簿」という。），別途文書1を作成する必要性が乏しくなったので、令和5年1月を最後に作成を取り止めている。

また、検事期別名簿についても、上述のとおり、人事異動策定時のいわば参考（補助的）資料であることから、令和5年4月作成分から、不要な情報を削除するなど、必要最小限の記載内容に変更している（以下、令和5年4月以降に作成されたものを「新検事期別名簿」という。）。

このように、いずれの文書の変更等についても、参考程度に用いていた文書の変更等であることから、上司に対して、口頭での説明・了解を得て行われたものであり、当該変更等に係る経緯は文書で作成していない。

3 結論

以上のことから、法務省においては本件対象文書を保有していないものであり、また、本件対象文書を保有していないことに不合理な点はない。

よって、処分庁として本件対象文書を保有している事実は認められず、原処分維持が相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年10月5日 資問の受理

② 同日	諮詢庁から理由説明書を收受
③ 同月 23 日	審査請求人から意見書及び資料を收受
④ 令和 6 年 5 月 17 日	審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書は作成されていないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているところ、諮詢庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 謝問庁は、本件対象文書の保有の有無について、上記第 3 の 2 (1) 及び (2) のとおり説明するので、当審査会事務局職員をして、更に確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 文書 1 及び文書 2 には、職員の任免手続のうち法務大臣が決裁者となる検事が網羅的に記載されているところ、法務省において、当該文書以外に、人事の決裁者が法務大臣となっている幹部検察官及び最高検察庁の検事の生年月日が一覧となっている行政文書は作成又は取得していない。

よって、本件対象文書 1 に「（令和 5 年 4 月 1 日以降に作成されたもの）」との条件が付いていなければ、文書 1 及び文書 2 が請求の趣旨に合致するものと考えられるが、「令和 5 年 4 月 1 日以降に作成されたもの」との条件から、当該文書は、本件対象文書 1 には含まれず、他に本件対象文書 1 に該当する文書は、作成又は取得していない。

イ 本件開示請求及び審査請求を受けた際、担当部署内の事務室、書庫、パソコン上の共有フォルダ等を探索したものの、本件対象文書となり得る行政文書は存在しなかった。

(2) 検討

ア 当審査会において、諮詢庁から提示を受けた文書 1 及び文書 2 (いずれも令和 5 年 3 月以前に作成されたもの) 並びに別の幹部名簿及び新検事期別名簿 (いずれも令和 5 年 4 月以降に作成されたもの) を確認したところ、当該別の幹部名簿及び新検事期別名簿には、人事の決裁者が法務大臣となっている幹部検察官及び最高検察庁の検事の生年月日が一覧となっているとは認められず、諮詢庁の上記第 3 の 2 (2) 及び上記 (1) アの説明と符合する内容であると認められる。

イ そうすると、法務省において、文書 1 及び文書 2 は、いずれも令和 5 年 4 月以降に作成されておらず、他に本件対象文書 1 に該当する文書を作成又は取得していない旨の上記第 3 の 2 (2) 及び上記 (1)

アの諮問庁の説明は、特段不自然、不合理とはいえず、他にこれを覆すに足りる事情も認められない。

ウ また、本件対象文書2及び本件対象文書3を作成又は取得していない理由に関する諮問庁の上記第3の2の説明は、不自然、不合理とまではいえず、否定することはできない。

エ 上記（1）イの探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

オ 以上によれば、法務省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、法務省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙（本件対象文書）

- 1 人事の決裁者が法務大臣となっている幹部検察官、及び最高検察庁の検事の生年月日の一覧表（令和5年4月1日以降に作成したもの）
- 2 令和5年4月以降につき、法務・検察幹部名簿の作成を取りやめた理由が書いてある文書
- 3 令和5年4月以降につき、従前とは異なる形式で検事期別名簿を作成するようになった理由が書いてある文書